

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理</p> <p>Ⅱ－１－３ 検査部局との連携</p> <p>Ⅱ－１－３－４ 預金保険機構が行う検査との連携</p> <p>預金保険機構（以下「機構」という。）が預金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>（１）機構が被検査銀行に対し付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には２週間以内）に提出することを、法第24条及び預金保険法第136条に基づき求めるものとする（様式・参考資料編 様式Ⅱ－１－３－４（１）参照）。</p> <p>（２）上記（１）の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目（「預金保険法第50条第1項関連チェック項目」、「預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」）を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする（様式・参考資料編 資料1参照）。</p> <p>（注）機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。</p>	<p>【本編】</p> <p>Ⅱ 主要行等の監督に係る事務処理上の留意点</p> <p>Ⅱ－１ 監督部局内の事務処理</p> <p>Ⅱ－１－３ 検査部局との連携</p> <p>Ⅱ－１－３－４ 預金保険機構が行う検査との連携</p> <p>（１）預金保険機構（以下「機構」という。）が預金保険法に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>① 機構が被検査銀行に対し付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査又は保険料検査の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書において指摘された事項（保険料検査においては、単純な計算ミスを除く。）についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を１か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には２週間以内）に提出することを、<u>必要に応じ、法第24条及び預金保険法第136条に基づき求めるものとする</u>（様式・参考資料編 様式Ⅱ－１－３－４（１）参照）。</p> <p>② 上記①の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、預金保険法第137条に基づく立入検査チェック項目（「預金保険法第50条第1項関連チェック項目」、「預金保険法第55条の2第4項及び第58条の3第1項関連チェック項目」）を参考にするとともに、機構の出席を原則として確保するものとする（様式・参考資料編 資料1参照）。</p> <p>（注）機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。</p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>(3) 機構から、保険料検査において法令違反の状態が継続しているという指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、監督当局において問題ありと判断した場合には、法第26条に基づき業務改善命令を発出するものとする。</p> <p>(4) 機構から、保険料検査において銀行の法令等遵守態勢に関する指摘を受け、又は付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等の検査においてシステム開発の進捗状況、データ整備の進捗状況及び手順書・マニュアル整備の進捗状況（以下「各種進捗状況等」という。）に問題があるとの指摘を受け、機構の検査結果並びに法第24条及び預金保険法第136条に基づく報告書の内容等により、当該法令等遵守態勢又は各種進捗状況等の改善に一定の期間を要すると認められる場合には、法第24条及び預金保険法第136条に基づき期限を定めて報告を求めるものとする。その結果、自主的な改善努力に委ねたのでは当該銀行の各種進捗状況等の整備に支障を来すと認められる場合には、法第26条に基づく業務改善命令（付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等については、法第26条に基づく業務改善命令及び預金保険法第58条の3第2項に基づく是正命令）を発出するものとする。</p> <p>(注) 監督部局は、上記のほか、金融機関にかかる情報のうち、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</p>	<p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(2) 機構が犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下「振り込め詐欺救済法」という。）に基づき実施した検査の検査結果通知事項に対する改善状況等の報告について以下のとおり行うものとする。</p> <p>① 機構が被検査銀行に対し、犯罪利用預金口座等に係る預金等債権の消滅手続や、被害回復分配金の支払い手続等の検査結果を通知した旨の通知を機構から受理後速やかに、対象銀行に対し、当該通知書にお</p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
	<p><u>いて指摘された事項についての事実確認、発生原因分析、改善・対応策、その他を取りまとめた報告書を1か月以内（法令違反の状態が継続しているとの指摘を受けた場合には2週間以内）に提出することを、必要に応じ、法第24条及び振り込め詐欺救済法第35条に基づき求めるものとする（様式・参考資料編 様式 II - 1 - 3 - 4（1）参照）。</u></p> <p><u>② 上記①の報告書が提出された段階で、銀行から十分なヒアリングを行うものとする。ヒアリングに当たっては、機構とも緊密な連携を図るものとし、機構の出席を原則として確保するものとする。</u></p> <p><u>（注）機構が報告書を共有しヒアリングに同席することについて、あらかじめ銀行に同意を得るものとする。また、監督部局は、上記のほか、銀行にかかる情報のうち、被害回復分配金の支払のための整備状況等について、必要と考える場合は、随時、機構に対し、情報を提供するなど、適切な連携を行うものとする。</u></p>
<p>Ⅲ-3 業務の適切性等 Ⅲ-3-1 法令等遵守（特に重要な項目） Ⅲ-3-1-3 組織犯罪等への対応 Ⅲ-3-1-3-1 取引時確認、疑わしい取引の届出義務 Ⅲ-3-1-3-1-1 意義</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）「犯収法」制定・改正の経緯等 ①～③（略） ④（略）</p> <p>（注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、預金通帳</p>	<p>Ⅲ-3 業務の適切性等 Ⅲ-3-1 法令等遵守（特に重要な項目） Ⅲ-3-1-3 組織犯罪等への対応 Ⅲ-3-1-3-1 取引時確認、疑わしい取引の届出義務 Ⅲ-3-1-3-1-1 意義</p> <p>（1）（略）</p> <p>（2）「犯収法」制定・改正の経緯等 ①～③（略） ④（略）</p> <p>（注）その後、いわゆる「振り込め詐欺」等の犯罪に銀行の口座が不正利用されている事態にかんがみ、平成16年12月に本人確認法が改正され（「金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律及び預金口座等の不正な利用の防止に関する法律」に改称）、預金通帳</p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

現 行	改 正 後
<p>等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、<u>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（平成20年6月施行、以下「振り込め詐欺救済法」という。）</u>において、金融機関は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預金口座等（犯罪利用預金口座等）である疑いがあるときは、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。</p> <p>⑤、⑥（略）</p> <p>（3）、（4）（略）</p>	<p>等を譲り受ける行為等について罰則が設けられている。また、<u>振り込め詐欺救済法</u>において、金融機関は、「振り込め詐欺」に限らず、詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為全般に関して、振込先として利用された預金口座等（犯罪利用預金口座等）である疑いがあると認めるときは、当該預金口座等に係る取引停止等の措置を適切に講ずること等が求められている。</p> <p>⑤、⑥（略）</p> <p>（3）、（4）（略）</p>

主要行等向けの総合的な監督指針案（新旧対照表案）

<p>【様式・参考資料編】</p> <p>【預金保険機構検査用】Ⅱ－１－３－４（１）</p> <p style="text-align: right;">〇〇第 号 〇〇年 月 日</p> <p>株式会社〇〇銀行 代表取締役頭取 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 〇〇〇〇</p> <p>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が〇〇年 月 日を検査実施日として、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し貴行を検査した結果を〇〇年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第 24 条第 1 項の規定及び預金保険法第 136 条第 1 項に基づき報告を求めると、〇〇年 月 日（ ）までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく異議申立てをすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>※ 預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p>	<p>【様式・参考資料編】</p> <p>【預金保険機構検査用】Ⅱ－１－３－４（１）</p> <p style="text-align: right;">〇〇第 号 〇〇年 月 日</p> <p>株式会社〇〇銀行 代表取締役頭取 〇〇〇〇 殿</p> <p style="text-align: right;">金融庁長官 〇〇〇〇</p> <p>付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に係る検査結果の通知事項に対する改善状況等の報告について</p> <p>預金保険機構が〇〇年 月 日を検査実施日として、付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等に関し貴行を検査した結果を〇〇年 月 日付〇〇第 号で通知したところであるが、通知した事項に係る事実認識、発生原因分析、改善・対応策について、銀行法第 24 条第 1 項の規定及び預金保険法第 136 条第 1 項に基づき報告を求めると、〇〇年 月 日（ ）までに報告されたい。</p> <p>なお、この処分について不服があるときには、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に金融庁長官に対して行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）に基づく異議申立てをすることができる。</p> <p>また、この処分について訴訟により取消しを求めるときには、この処分があったことを知った日から 6 ヶ月以内に国を被告として行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）に基づく処分の取消しの訴えを提起することができる。</p> <p>※ 預金保険料の適正性に関する検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「預金保険料の適正性」と読み替える。</p> <p>※ <u>犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律に基づき実施した検査について改善を求める場合は、「付保預金の円滑な払戻しのための整備状況等」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律」に、「預金保険法第 136 条第 1 項」を「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第 35 条第 1 項」と読み替える。</u></p>
---	---